

令和5年度

伴走型DX推進プロジェクト

募集要領

【お問合せ】

公益財団法人ふくい産業支援センター 新産業支援部 DX推進グループ
〒910-0296 坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16
TEL 0776-67-7416 E-mail dx-g@fisc.jp

令和5年5月

(公財) ふくい産業支援センター

1 本事業の目的

全社的にDXに取り組もうとする意欲のある県内中小企業者等に対し、専門家チームが一体となってDXの実現に向けたプロジェクトの推進およびその中核を担う社内DX人材の育成および確保まで、県内中小企業者等がDXに自立的に取り組むための体制整備を伴走支援することで、DX推進に係るモデルケースとなる県内企業を創出する。

DX（デジタルトランスフォーメーション）とは・・・

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

（出典：経済産業省「DX推進ガイドライン」）

2 事業内容等

（1）実施内容

専門家が企業を最大8回訪問し、企業と目標を共有した上で、企業が行うDX推進に向けた取組みの過程に同行し、進め方等についてアドバイスを行い、取組みが円滑に進むよう伴走支援を行います。

※企業の自立を促すため、専門家は原則としてシステム開発や要件定義等の作業を伴う業務は行いません

（2）対象者

下記①～②をいずれも満たす県内中小企業者等（注）

- ①（公財）ふくい産業支援センターが実施する「[DX専門家派遣事業](#)」を活用し、派遣された専門家から支援を受けた者
- ②自社のDX推進に関する計画を策定し、その実行に向けた取組みを進めようとする者

（注）「県内中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する中小企業者および中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に該当する中小企業団体であって、福井県内に本店所在地の法人登記が行われており（個人の場合は県内に住所を有していること）、県内に生産またはサービスの主要な拠点を有する者とする。

（3）募集企業数

5社程度

（4）実施期間

支援企業の決定後から令和6年2月末日まで

(5) 費用

専門家の支援にかかる費用は無料です。

※社内でD Xに向けた取組みを進めるために必要な費用は、企業側で御負担ください。

3 募集期間

令和5年5月10日～令和5年8月31日

4 応募方法

所定の申請書類をホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、添付資料を添えて以下の提出先に持参または郵送（書留または簡易書留）してください。

提出書類に不備がある場合は受理できませんので、余裕を持って提出してください。

郵送の場合、令和5年8月31日必着となります。

【提出先】

(公財) ふくい産業支援センター 新産業支援部 D X推進グループ

〒910-0296 坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16

5 応募時の提出書類

- (1) 伴走型D X推進プロジェクト 参加申請書（様式第1号）
- (2) 申請者の詳細（別紙1）
- (3) 現況および実施計画書（別紙2）
- (4) D X推進計画書（様式は任意）
- (5) [法人の場合] 直近二期分の決算書資料の写し
[個人の場合] 直近二期分の確定申告書の写し
- (6) 会社の概要のわかるもの（パンフレット等）

※提出書類（パンフレット含む）は、すべて日本産業規格A列4番（A4サイズ）の片面印刷にて提出してください。

※提出書類はホッチキス等で留めず、一式をダブルクリップで留めて提出してください。

6 選考委員会

(公財) ふくい産業支援センターが設置する選考委員会において、専門家による支援を実施する企業を選考します。

<実施方法>

提出された申請書類に基づき、書面にて審査を行います。

<選考企業の決定>

下記の選考基準を満たす企業の中から、業種、企業規模、立地地域等を総合的に勘案し、専門家による支援を実施する企業を決定します。

選考の結果は、(公財) ふくい産業支援センターより書面にてお知らせします。

選考基準	内容
D X 推進計画書の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 自社の現況および課題を具体的かつ的確に把握できているか・ 計画の内容は、自社の現況や課題に対応した取組みを実行する内容であるか・ D X 推進に向けた取組みの進め方や、取組みを通じて達成しようとする目標は妥当か
事業効果	<ul style="list-style-type: none">・ D X の推進により自社の業務の流れや今後のビジネスモデル展開に与える効果をイメージできているか
実現可能性	<ul style="list-style-type: none">・ 社内が一丸となってD X 推進計画の実現に向けて取組みを進めようとするものであるか・ D X の推進に向けた組織、人員および予算体制は適切か・ 本事業の支援を受けて実施する取組みの内容は、本事業における支援期間内に完了が見込めるか
県内企業への波及効果	<ul style="list-style-type: none">・ D X 推進にかかるモデルケースとして県内企業への波及が期待できる取組みであるか

7 事業の流れ

①事前相談

- ↓ 本事業による支援を希望する事業者の方は、産業支援センターまで御相談ください。
担当者より、本事業の概要や申請に必要な手続きについて御説明します。

②申請準備の支援

- ↓ 本事業の申請に向け、専門家がDX推進に関する計画の策定や、DX推進の取組みに関する社内の合意形成等を支援します。

③申請

- ↓ 必要書類を揃え、所定の方法により申請してください。

④選考

- ↓ 選考委員会において、選考基準に基づき、申請書の内容の書面審査を行います。

⑤支援の決定

- ↓ 選考の結果、選考基準を満たしていると認められた場合は、本事業による支援を決定します。
事務局から、支援を担当する専門家を決定の上、御連絡します。

⑥支援日程の調整

- ↓ 初回のみ、事務局が専門家の支援日程を調整します。

⑦支援の実施

- ↓ 専門家が企業を訪問し、DX推進に向けて伴走支援を行います。
訪問は最大8回までです。

⑧取組みの実施

- ↓ 専門家によるアドバイスを踏まえ、DX推進に向けた取組みを実践いただきます。
※支援の実施期間中は、⑦と⑧を繰り返します。

⑨成果発表

- ↓ 県または（公財）ふくい産業支援センターが主催するセミナー等で、本事業を通じて実施した取組みの成果を発表いただきます。

⑩フォローアップ

支援を実施した翌年度の1年間は専門家がフォローアップを行い、貴社のDX推進に向けた取組みの高度化を支援します。

申請に向けた支援

支援企業の選考

専門家による伴走支援

成果発表

フォローアップ

8 留意事項

専門家による支援を受ける企業は、以下の事項について御留意ください。

- (1) 支援終了後3年間は、専門家による支援終了後における事業実施状況を毎年報告してください。
- (2) 支援終了後は、県や（公財）ふくい産業支援センターが主催するセミナー等において取組みの成果等を発表いただきます。
- (3) 県または（公財）ふくい産業支援センターより、取組みの成果等を公表する場合があります。
- (4) 支援終了後1年間、希望する企業に対しては専門家によるフォローアップを行う予定です。